

第1章 事案の概要と経緯

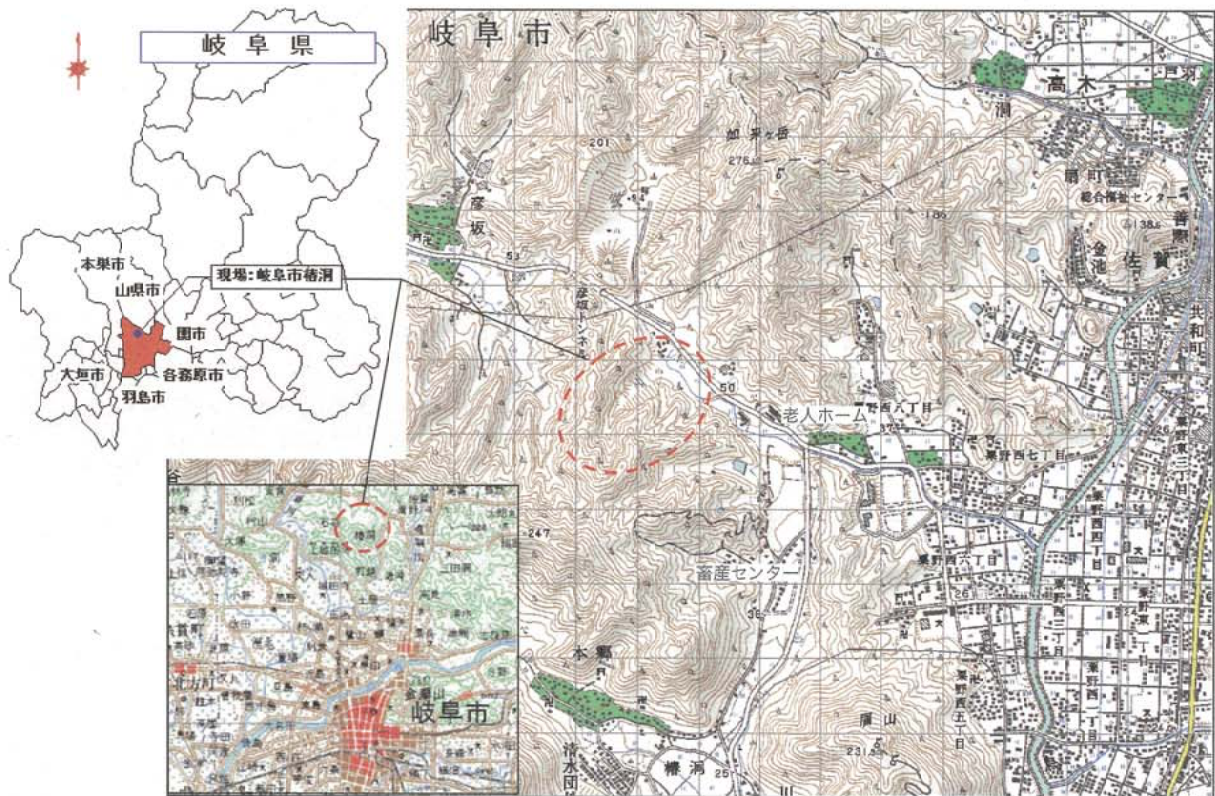
第1節 事案の概要

1 事案の名称

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案(以下「本事案」という。)

2 現場の所在地

岐阜市椿洞 1161 番地及び近接する区域



(出典：国土地理院 数値地図1/2.5万「岐阜北部」)

3 現場において業を行っていた者

(1) 名称

株式会社善商(以下「善商」という。)

(2) 所在地

岐阜市椿洞 1161 番地

(3) 有していた業の許可

岐阜県警察(以下「県警」という。)の強制捜査が入ったときに善商が有していた業の許可内容は、以下のとおり。

1) 産業廃棄物処分(中間処理)業

- ① 破碎(がれき類)
- ② 焼却(紙くず・木くず・繊維くず)

2) 産業廃棄物収集運搬業

- ① 収集運搬（がれき類・汚泥・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）

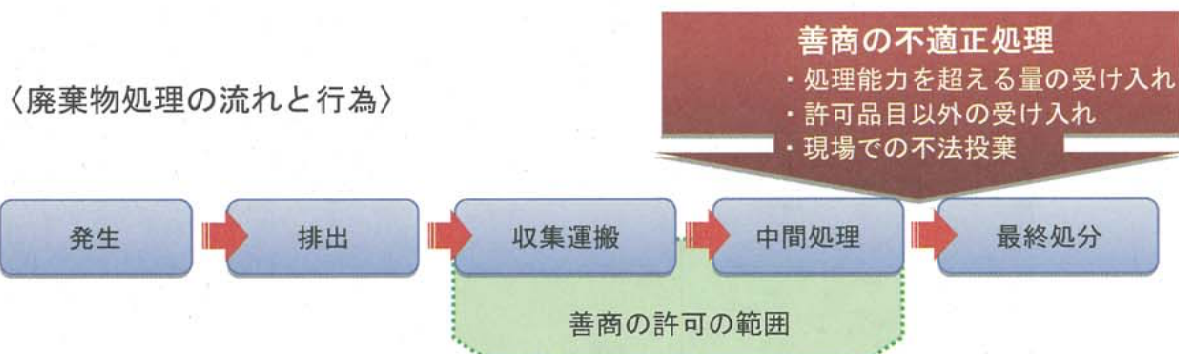
4 不適正処理の内容

(1) 不適正処理の概要

善商は、昭和62年7月に岐阜市(以下「市」という。)から産業廃棄物処分業の許可を受け、市北部の椿洞地内において、産業廃棄物の中間処理を開始した。

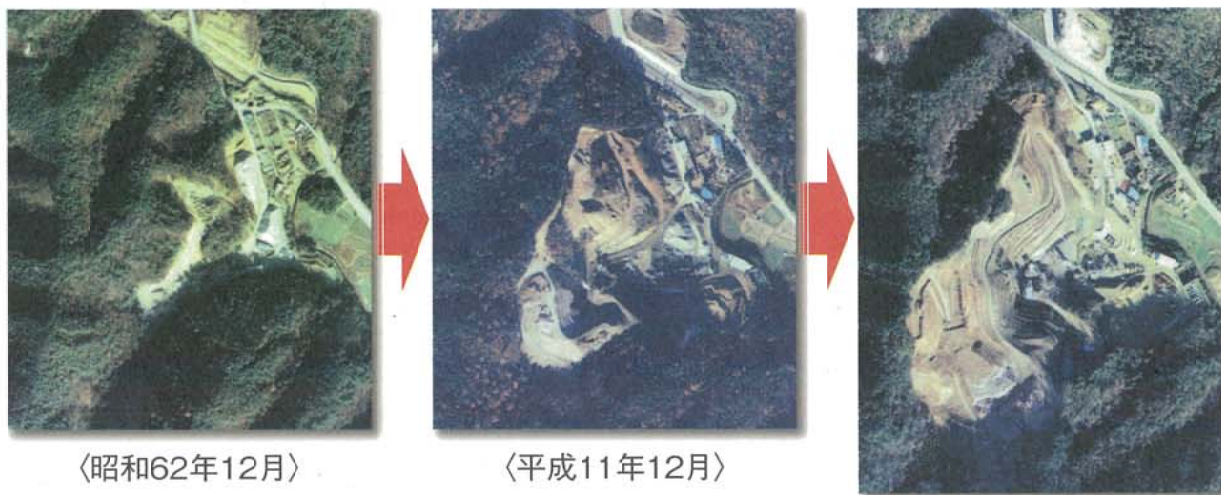
しかし、事業の開始から間もない平成2年頃から、自らの処理能力を超える量の産業廃棄物を受け入れ、これを現場に放置し、堆積させるという不適正な処理を始めた。平成11年5月から12月頃には、隠蔽目的で、この廃棄物に覆土し、その覆土の上に廃棄物を投棄し、さらに覆土するという行為(不法投棄)が始まり、以後、県警による強制捜査が入るまでこれを繰り返した。

また、後の調査で、許可を受けた品目以外の産業廃棄物(プラスチック類等)を受け入れていたことも確認された。



(2) 不適正処理の時期

当時の担当職員及び善商の代表取締役への聞き取り、さらには、現場の航空写真の比較から、現場において廃棄物を放置し、堆積させるという不適正な処理が始まった時期は平成2年から、また、覆土による不適正な処理の隠蔽及び覆土上への更なる投棄の拡大が始まった時期は平成11年5月から12月の間と特定された。



(出典：岐阜市財政部資産税課 岐阜市航空写真)

(3) 不適正処理の規模

平成16年9月から平成17年4月にかけて実施した産業廃棄物不法投棄現場汚染状況等詳細調査(以下「詳細調査」という。)結果から、不適正に処理された廃棄物は、約90,000m³に及ぶ現場内に最大で高さ約50mの規模で埋め立てられ、土砂を含む廃棄物等の総量はおよそ1,248,000m³で、このうち搬入された廃棄物の量はおよそ753,000m³に及ぶことが判明した。



〈現場を北東より望む(斜線部が土砂を含む廃棄物等が埋め立てられた位置)〉

(4) 不適正処理の内容物及び組成

埋め立てられた廃棄物およそ753,000m³は、約85%が木くず・紙くず・繊維くず・プラスチック類・金属くず・ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートがら等が混合した廃棄物(以下「混合廃棄物」という。)、約15%が廃棄物混入土砂であることが判明した(詳細調査結果より)。

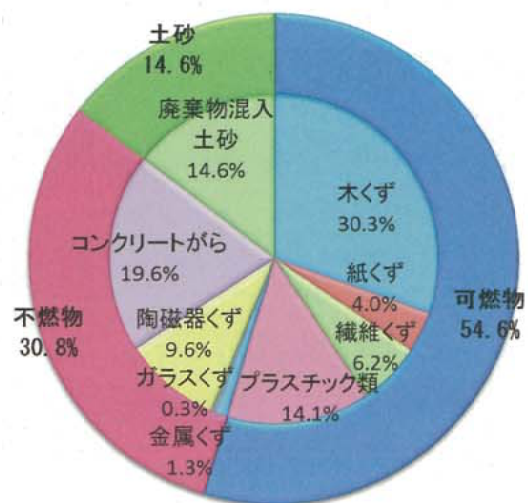
なお、調査結果からは、有害産業廃棄物(※)は検出されておらず、また、善商からの報告、あるいは善商及び収集運搬業者から市へ提出された産業廃棄物処理実績報告書からも有害産業廃棄物の埋立は確認できなかった。

※有害産業廃棄物：

特別管理産業廃棄物又はこれに相当する性状を有する廃棄物で、その廃棄物に含まれる物質が、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」等に適合しないもの。

【埋め立てられた廃棄物の割合】

廃棄物		量(m ³)
可燃物	木くず	228,000
	紙くず	30,000
	繊維くず	47,000
	プラスチック類	106,000
可燃物 計		411,000
不燃物	金属くず	10,000
	ガラスくず	2,000
	陶磁器くず	72,000
	コンクリートかけら	148,000
不燃物 計		232,000
土砂	廃棄物混入土砂	110,000
	土砂 計	110,000
	廃棄物 計	753,000



平成12年5月に建設リサイクル法が制定されたことによって、建築物等の解体工事又は一定規模以上の建設工事については、分別解体等及び再資源化等を行うことが義務付けられ、廃棄物の分別や再利用が進んでいたが、善商の現場に搬入された廃棄物の多くは、解体現場において分別されないままの混合廃棄物であった。



〈埋め立てられた廃棄物の状況(断面イメージ図)〉

※混合物主体層：

混合廃棄物を主体として、一部の「埋め立てられた廃棄物」に含まれない土砂(覆土)から構成される層。

コンクリート・土砂主体層、コンクリート主体層、土砂主体層のそれぞれは、「埋め立てられた廃棄物」に含まれない土砂と、混合廃棄物のコンクリートがらから構成され、その割合が異なる。

〈埋め立てられた廃棄物の状況〉

(上段左：覆土外観(イメージ図①付近)、上段右：覆土外観(イメージ図②付近))



(下段左、下段右ともに覆土下状況)

第2節 強制捜査までの経緯

1 事業開始

善商は、昭和62年7月に産業廃棄物処分業(がれき類の破碎)の許可を得て、事業を開始した。

さらに、取扱う品目を追加する許可(昭和63年4月に木くずの焼却及び収集運搬、平成11年8月に汚泥・廃プラスチック類・紙くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず・陶磁器くずの収集運搬、平成11年12月に紙くず・繊維くずの焼却)を得て、事業を拡大した。

2 事業開始期の対応

事業開始から間もない昭和63年3月に近隣住民から、「当該事業所敷地内において、コンクリートがらが多量に積み上げられて危険である。」との通報を受け、市が対策を講ずるよう指導したことから、善商は改善計画に基づき、崩落防止の壁を造成した。

この時点においては、山林の開削等は行われておらず、不適正処理が行われているとは認められなかった。

3 不適正処理の始まり

平成2年7月に善商が保安林を含む森林に廃棄物を堆積させているとして、岐阜県(以下「県」という。)が森林法に基づく復旧命令を発出したため、善商は復旧計画を県に提出し、平成3年から堆積物の分別・撤去を始めた。しかし、平成8年11月に現場からの撤去が止まったため、県からの復旧命令は未完了の状態となった。

一方、市では、平成2年には11回にわたって善商への行政指導を行っていた。当時の担当職員からの聞き取りの結果、この時点で廃棄物を堆積させるという不適正な処理を把握しており、上司も報告を受けてこれを認識していた。

なお、善商への立入検査や文書による改善指導等は、当該事業所敷地内における野焼きや保安林内での廃棄物の保管等についての情報により、事業開始から平成13年までの間に、記録に残っているだけでも延べ49回にわたっていたことを確認した。

【強制捜査までに善商に対して行った行政指導回数】

年	回数	指導等の内容
昭和63年	1	コンクリートがらの保管について改善計画書の提出を口頭依頼(1)
平成元年	1	野焼き口頭注意(1)
平成2年	11	野焼き口頭注意(11)
平成3年	10	野焼き口頭注意(7)・指導(1)、立入検査(1)、適正処理勧告(1)
平成4年	4	野焼き口頭注意(1)、立入検査(2)、適正処理勧告(1)
平成5年	0	
平成6年	1	文書指導(1)
平成7年	3	野焼き口頭指導(1)、立入検査(1)、文書指導(1)
平成8年	1	立入検査(1)
平成9年	3	立入検査(2)、施設の改善勧告(1)

平成 10 年	1	口頭指導(1)
平成 11 年	2	立入検査(1)、文書指導(1)
平成 12 年	8	立入検査(4)、文書指導(4)
平成 13 年	3	立入検査(3)

※定期の立入検査を除き、記録に残っているもののみ抽出、()書きは回数

また、後述する岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会(以下「検証委員会」という。)における検証結果からも、平成2年の時点において、現場に廃棄物を堆積させるといふ不適正処理が行われていたことが裏付けられた。

4 不適正処理の拡大

平成11年5月、善商の実質的経営者が実権を握って以降、堆積した廃棄物への覆土による隠蔽が繰り返し行われたことにより、不適正処理の規模が急激に拡大した。

この結果、善商は、平成16年3月10日に県警から強制捜査を受けた。



(出典：岐阜新聞(平成16年3月18日))

第3節 事業者に対する処分等

1 許可の取消

善商の不適正処理が、廃棄物処理法第14条の2第1項及び第16条の規定に違反したものであることから、市は、廃棄物処理法第14条の3の2第1項第2号の規定に基づき、平成16年4月23日に善商が有していた産業廃棄物の処分業及び収集運搬業の許可を取り消した。

また、平成16年4月27日には、産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消した。

※市の権限及び責務

市は、保健所設置市であったことから、昭和45年に廃棄物処理法が施行されて以降、産業廃棄物行政を担っており、この業務における許可権限を有するとともに、指導・監督の責任を負っていることから、本事案では、生活環境保全上の支障を除去することを目的とした行政代執行を実施した。

2 処罰

廃棄物処理法違反容疑で善商のほか収集運搬業者、中間処理業者の3法人及びこれら法人の役員、実質的経営者の7名が起訴され、全員の有罪が確定した。